# 平成30年度税制改正要望書

平成29年10月

一般社団法人 日本電機工業会 会 長 北澤通宏

現在のわが国経済は、昨年末からの世界経済の回復により企業収益が好調で、設備投資も堅調に推移するなど、緩やかに景気回復を辿っておりますが、まだまだ不安要素を抱えている状況であります。景気回復を力強いものにするための直近の景気対策が急がれると同時に、財政の収支改善にも引き続き取り組む必要があるなど、まさに中長期両面において課題が山積しております。

また海外との関係においては、欧米諸国に加え、中国アジア諸国等新興国の台頭による国際 競争が激化している最中、中国経済の減速や英国の EU 離脱決定、米国政権交代に伴う同国の TPP 脱退表明等、わが国企業をとりまく経営環境の不透明感はますます高まっております。

このような厳しい状況下においても、我々電機業界は、高効率火力発電機器、再生可能 エネルギー設備や環境配慮型家電製品の分野における世界有数の環境・省エネルギー技術等 に代表されるように、世界トップレベルの技術開発力を維持しており、それらの技術や製品の国内 普及はもとより、全世界への普及を通じて、世界経済の発展や地球規模の環境保全に対して 大きく貢献してまいりました。

また近年では、AI、IoT 技術を活用した新たな電機業界自体の事業、スマートマニュファクチャリングに代表されるものづくりの革新ならびに、それを活用した新たな製品・サービスの創出・提供を図るべく鋭意取り組んでおり、さらなる経済発展への貢献に向けて一層の努力をしております。

これらの取り組みを通じて、今後も我々電機業界が、これらの活動を継続し国内外のさらなる 経済発展に寄与していくには、主たる活動拠点である国内の企業立地環境のさらなる充実が不 可欠であり、そのためにも、わが国税制の整備・見直しが大変重要であると考えます。

平成 30 税制改正要望では、「わが国を支える製造業の成長戦略に資する税制措置」である、 以下の3点を最優先に要望をいたします。

# 【優先要望項目】

# わが国を支える製造業の未来投資および成長戦略に資する税制措置

- 1. 設備投資促進に繋がる諸税制の整備
- 2. 研究開発促進税制(R&D税制)の本則化ならびに拡充
- 3. 納税事務簡素化および申告電子化への対応

その他の要望項目については、9ページ以降をご参照下さい。

# わが国電機産業の概況

わが国の電機産業は、従来から培ってきた世界最高水準の技術・人材を維持・活用し、強い技術・製品・システムをさらに強くし、国内の生産を確保しつつ、世界へ日本の優れた技術を提供し、常に最先端の製品、システムを創出して事業展開を進めております。

#### ●重電機器分野の概況・取組み

国内では「長期エネルギー需給見通し」及び「温室効果ガス削減目標」に基づき、より高効率な火力発電所の新増設又はリプレース、また再生可能エネルギーの導入拡大、省エネルギー製品の普及などが見込まれ、今後も堅調な需要が期待されております。またグローバル市場では、新興国を中心に旺盛なエネルギー需要を背景に、今後も市場拡大が続くと見込まれます。

わが国重電産業としても、日本に強みのある火力・送変電技術の更なる高度化・高効率化の推進やインフラ・システム輸出の競争力強化、再生可能エネルギー拡大とスマートグリッドなど地域・需給システム全体での最適エネルギー管理ビジネスの拡大、また新たな取り組みとして、AI、IoT技術を活用した新たな電機業界自体の事業、スマートマニュファクチャリングに代表されるものづくりの革新ならびに、それを活用した新たな製品・サービスの創出・提供にも取り組んでおります。

また、わが国企業の海外生産は増加しているものの、主要な生産拠点の多くが国内に残っており、欧米をはじめ中国・韓国メーカ等との競争も激化している中、わが国企業が世界有数の技術開発力により国際競争力を維持し、さらに今後期待される新興国需要の事業獲得や、国内雇用維持・創出を実現していくためにも、法人税減税や研究開発促進税制拡充等、税制の後押しが重要と考えます。

#### ●家電機器分野(白物家電機器分野)の概況・取組み

国内市場は、景気や天候の影響があるものの、中長期的には買い替え需要などで堅調に推移すると 予想され、グローバル市場では生活家電として新興国を中心に需要拡大が見込まれます。

わが国家電産業としても、材料・部品レベルでの改善の積み重ね、キーテクノロジーの技術革新による省エネ・蓄エネ・安全性能や基本機能の更なる向上、エコをキーワードとしたリサイクル技術開発と環境配慮設計による環境にやさしい製品群の創出、家庭・ビルなどにおけるエネルギー利用の最適化と消費者の利便性を実現するスマート家電としての市場拡大を図っていきます。

また家電製品では世界各地で最適地生産(現地生産、現地販売)を行っておりますが、特にわが国製造業の生命線である研究開発については、国際競争力維持を図るべく国内に引き留める施策が必要であり、 そのためにも研究開発促進税制拡充が大変重要と考えます。

## ①電機・電子産業の国内生産額の概況(2016年)

		(単位:億円)
分野	金額	比率
家電機器(JEMA取扱製品)	18,898	10.5%
重電機器(JEMA取扱製品)	34,491	19.2%
電子計算機及び関連装置	10,215	5.7%
電子管・半導体素子及び集積回路	50,700	28.2%
民生用電子機器	6,450	3.6%
電子部品	17,077	9.5%
通信機械器具及び無線応用装置	10,063	5.6%
その他	31,980	17.8%
合計	179,875	100.0%

出典: 経済産業省 生産動態統計

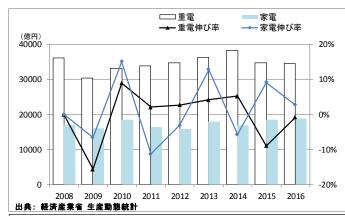
#### 重電製品:

発電用ボイラ及び原動機、回転電気機械、電動機一体機器、静止 電気機械器具、開閉制御装置及び開閉機器、原子カプラント、新エ ネルギーシステム

#### 家電製品:

生活環境・冷暖空調関連機器、調理厨房関連機器、ホームランド リー関連機器、理美容関連機器、ネットワーク家電機器

## ②重電・家電製品の国内生産額と伸び率



#### ■2016年度の状況

**重電分野**: 国内の電力向けが堅調に推移した他、一昨年から停滞していた中国を中心とするアジア向け輸出が下期から回復し、3兆4,491億円、前年度比99.3%と、ほぼ前年度並み。

白物家電分野: 天候不順の影響がややみられたものの、消費者の新たなニーズを捉えた製品が堅調に推移し、1兆8,898億円、前年度比102.7%と、2年連続で前年度を上回った。

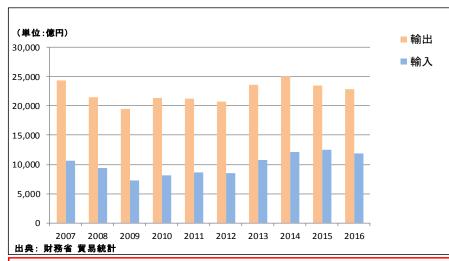
#### ③JEMA主要会員企業の業績状況

(連結ベース 単位:億円)

No	年度	売上高	当期純利益	
1	2014年度	334,575	5,537	
2	2015年度	327,672	479	
3	2016年度	308,226	<b>▲</b> 2,137	

JEMA主要会員会社15社の有価証券報告書より作成

#### ④重電機器の輸出入額の推移



●主な輸入元(2016年度)

 国名
 金額
 比率

 中国
 5,629
 47.2%

 タイ
 678
 5.7%

 ドイツ
 620
 5.2%

●主な輸出先(2016年度)

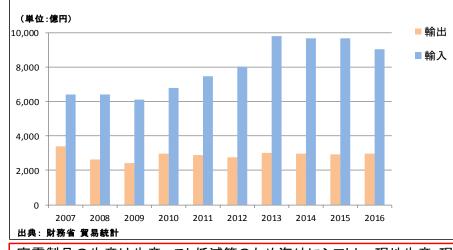
<b>)土</b> は鴨山亢(2010年度)						
国名	金額	比率				
中国	4,841	21.2%				
米国	3,990	17.5%				
韓国	2,150	9.4%				

輸出については、中国等のアジア諸国では電力需要の旺盛な伸びを背景とした石炭火力発電設備や 送配電設備等の受注増により、インフラ・システム輸出が増加、また北米では高経年設備の更新需要 による輸出増が想定され、今後、増加が見込まれる。

重電製品の省エネ化については、変圧器ではエネルギー変換効率の更なる向上による省エネルギー化や自然環境の保全を目指した新たな基準改定が2014年度より施行されており、2014年1月より「生産性向上設備投資促進税制」、2016年3月より「中小企業等の省エネ・生産性革命投資促進補助事業」の適用が開始されるなど、国内の太陽光発電用受電設備向け需要の後押しもあり、製品性能の改善も進むと同時に、生産も堅調に推移している。

また、モータの省エネ化については、エネルギー利用の高効率化という国際的な動きに適応するためのトップランナー基準が2015年度から施行され、それにより電気エネルギーを機械エネルギーに変換する損失の改善率については、従来のモータ(JIS C 4210-2010相当)で比較すると、トップランナーモータでの損失は34.8%の損失改善となっている。

## ⑤家電機器の輸出入額の推移



●主な輸入元(2016年度)

国名	金額	比率
中国	6,165	68.2%
タイ	1,046	11.6%
マレーシア	920	10.2%

| 主な輸出先(2016年度)

●土は制は	<b>及</b> )	
国名	金額	比率
中国	661	22.3%
米国	524	17.6%
台湾	214	7.2%

家電製品の生産は生産コスト低減等のため海外にシフトし、現地生産・現地販売が主流となっている。また、輸入については、海外生産していた国内向け製品の生産拠点の国内回帰の動きもあるものの、急激な変化はみられない。

また家電製品の省エネ化については、1999年4月にトップランナー基準が導入され、電気冷蔵庫、ルームエアコン、ジャー炊飯器、電子レンジなどを含め計31機器(2017年5月現在)がその対象として指定され、中でも電気冷蔵庫は10年前と比べて5割強の消費電力量となっている。

■電機冷蔵庫の消費電力量の変化

2006年度 610~680kWh/年 ⇒ 2016年度 320~360kWh/年

# ⑥世界のエネルギー、環境分野を牽引する日本の電機産業の更なる高度化、高性能化のための開発の推進

## 原子力発電分野

⇒福島第一原子力発電所の廃炉・除染・汚染水対策については、我が国の高い技術力を結集し、その収束に向け鋭意対応している。また、我が国の原子力技術は海外でも高く評価されており、原子力発電を推進する諸国への世界最高レベルの原子力技術の提供を行う一方、その高い技術力を生かし、医療用加速器・粒子線応用製品の開発促進・普及(原子力技術の医療分野への応用)も着実に進めている。

## 火力発電分野

#### ・超々臨界圧石炭火力発電、石炭ガス化複合発電、高効率ガスタービンコンバインドサイクル

⇒我が国企業の製品は世界最高水準の技術により効率性・信頼性が高く、高効率化・CO2排出削減による 省エネ化・地球温暖化防止に大きく寄与している。

## 【LNG 火力】(下図参照)

1700°C級の超高温ガスタービン複合発電(GTCC)や発電効率 63%程度を目指したガスタービン燃料電池複合発電(GTFC)、中小型基向けの高湿分空気利用ガスタービン(A-HAT)の開発を推進している。

#### 【石炭火力】(下図参照)

現在、微粉炭火力の超々臨界圧火力発電(USC)が最高効率の技術として実用化されている。今後、蒸気温度 700℃級により発電効率 46%程度を目指した先進超々臨界圧火力発電(A-USC)の開発を進めるともに亜瀝青炭や褐炭も使用可能な石炭ガス化複合発電(IGCC)、石炭ガス化燃料電池複合発電(IGFC)の技術開発を進めることで、更なる効率化を推進している。

#### ・環境システム(脱硫・脱硝装置等)

⇒火力発電所・工場内設置ボイラ・ガスタービン等の排ガス処理について、我が国企業の製品は昨今の 厳しい排出規制を守るべく、効率的かつ処理性能の高い設備を提供している。

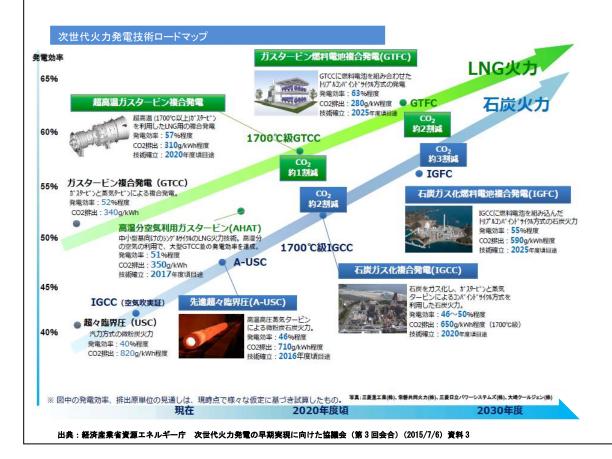
#### •二酸化炭素回収•貯留技術

⇒工場や発電所から排出されるCO2を地中深くに埋める技術であり、新たな地球温暖化防止策として 実用化を推進している。

#### 再生可能エネルギー分野

#### -風力発電

⇒浮体式風力発電設備では、我が国企業の高い技術により、世界に類をみない深い海域における 風車設置や、潮流の激しい海域での高圧変電設備設置も進んでいる。



# わが国を支える製造業の未来投資および成長戦略に資する税制措置

# 1. 設備投資促進に繋がる諸税制の整備

わが国電機産業において、重電分野では、再生可能エネルギー拡大とスマートグリッドなど地域・需給システム全体での最適エネルギー管理ビジネスの拡大の他、新たな取り組みとして、高度セキュリティー構築、AI、IoT、革新的な省エネ技術を活用した新たな分野での電機業界自体の事業、スマートマニュファクチャリングに代表されるものづくりの革新ならびに、それを活用した新たな製品・サービスの創出・提供に鋭意取り組んでおります。

また、家電分野では、材料・部品レベルでの改善の積み重ね、キーテクノロジーの技術革新による省エネ・蓄エネ・安全性能や基本機能の更なる向上、エコをキーワードとしたリサイクル技術開発と環境配慮設計による環境にやさしい製品群の創出、家庭・ビルなどにおけるエネルギー利用の最適化と消費者の利便性を実現するスマート家電としての市場拡大に取り組むなど、さらなる経済発展への貢献に向けて一層の努力を継続しております。

これらのイノベーションの加速や労働生産性、省エネ化等の向上に不可欠な設備投資促進の施策として、またわが国企業の国際競争力強化や景気回復にも繋がる有効な施策として、以下のとおり諸税制の見直し等整備を要望いたします。

# 【要望項目】

- (1) 償却資産に係る固定資産税の見直し
  - ①償却資産に係る固定資産税の廃止

(本制度がわが国企業の国際競争力の低下や、装置産業の国外流出を引き起こす要因の ひとつであり、また諸外国には無い稀な課税制度であるため廃止)

- ②償却資産税における償却計算を法人税と同一化
  - (平成19年度税制改正で行われた償却計算方法に償却資産税の計算方法を合わせる)
- ③土地・家屋に対する固定資産税の見直しならびに負担水準の軽減
  - (商工業用地への過重な負担とならないよう評価方法の見直しならびに負担水準を軽減)
- (2) 中小企業経営強化税制等の中小企業対象の減税措置を参考に、対象企業を大企業 に拡大する等、類似した法人税減税措置の創設。また、償却資産に係る固定資産税に ついても廃止ができない場合は、前記同様の償却資産課税減税措置を創設。
- (3) 平成 29 年度末で期限切れとなる「環境関連投資促進税制」の適用期限延長ならびに 改組(燃料電池等にも拡充)

### 【図表1】償却資産(機械・装置)に対する固定資産税の課税状況

※ 船舶・航空機、昇降機等の特殊な付帯設備を除く

国名	課税の有無	備考
英国	×	
フランス	×	職業税(「建物、土地、設備(償却資産)」に対する課税)を2010年廃止
韓国	×	
中国	×	
日本	0	

出典:経済産業省資料等より作成

# 2. 研究開発促進税制(R&D税制)の本則化ならびに拡充

平成29年6月9日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017~人材への投資を通じた生産性向上~」においては、Society5.0の実現に向けた研究開発投資の促進などにより、2020年までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標として掲げており、研究開発投資促進が極めて重要な国家戦略として位置づけられております。

企業の研究開発投資は、将来の収益実現のため長期的視野に立ち、絶えず行われており、 我々電機業界としても、研究開発投資こそ製造業の生命線であると考え、絶えず投資を継続し ております。

近年、諸外国において研究開発促進税制拡充が活発化する中、わが国の研究開発促進税制(R&D税制)についても本則化・拡充を行えば、将来にわたって企業が安定的・継続的に研究開発投資を行える国内立地環境がさらに整備され、技術立国としてのわが国の国際的競争力維持にも繋がる等、わが国経済に好循環をもたらすと考えられます。

平成29年度税制改正では、本税制に係る試験研究費の範囲について「新サービス」の開発に係る費用にも拡げ、また特別試験研究費についても費用の適用範囲を拡げる等、制度の充実を図っていただいておりますが、一層の経済活性化のためにも、本制度の本則化・拡充が必要であります。

本制度の本則化やさらなる拡充の他、現状の税額控除制度では赤字決算の場合には本制度を利用できず、また総額型の税額控除限度額の繰越制度廃止により本制度の活用メリットを十分に享受できない場合があることも含め、以下の通り要望いたします。

## 【要望項目】

- ① 研究開発促進税制の本則化
- ② 総額型の税額控除限度額の拡充(法人税額の25%→30%)
- ③ 特別試験研究費の適用要件自体ならびに書類提出手続き等の簡素化 (会計士・税理士等による特別試験研究費の額の監査及び確認に係る要件緩和など)
- ④ 総額型の税額控除限度超過額の繰越制度の復活

# 【図表2】JEMA会員企業における研究開発費ならびに設備投資額の状況

・企業は単年度の損益にかかわらず研究開発を継続して行っている。

(連結ベース 単位:億円)

No	年度	売上高	研究開発費	研究開発費 比率	当期純利益	設備投資額
1	2015年度	327,672	16,187	4.9%	479	14,461
2	2016年度	308,226	15,039	4.9%	▲ 2,137	16,491

JEMA主要会員会社15社の有価証券報告書より作成

# 【図表3】各国の制度比較と研究開発促進税制拡充の動き

・各国の制度において控除限度額自体が無い国も多く、また繰越期間もわが国と比べて長くなっており、 また研究開発促進税制を拡充する動きも続いている。

国名	制度	控除限度額	繰越 期間	直近の改正内容	最近の動き
英国	損金算入型	無	無制限		08年拡充 11年拡充 13年拡充
米国	税額控除型	下記のいずれか小さい金額 ■法人税額の75% ■法人税額から暫定ミニマム税額を 差し引いた金額	20年	15年: 時限措置だった本税制を恒久化(2016年度より措置)	15年拡充
仏国	税額控除型(総額型)	無	3年	11年: 一部制度縮減。 (新設法人等への優遇税額控除率の引き下げ等) 13年: 中小企業が革新的な技術開発に要した一定の支出に 対して20%の税額控除適用 15年: 税額控除率を20%→40%へ引上げ	11年縮減 13年拡充 15年拡充
韓国	税額控除型(総額型又は 増加型)	無	5年	10年: 重点産業に係る税額控除を新設(LED・ロボット 応用等62個の技術、金属・繊維等48個の技術) 13年: 中堅企業の類型を設け優遇控除率を適用 (以前は大企業と同率)	10年拡充 13年拡充
中国	損金算入型	無	5年	08年: 開発研究費の追加損金算入率を拡充	08年拡充
日本	税額控除型 (総額型+オープンイノベー ション型+増加型)	■総額型=法人税額の25% ■オープシイノベーション型 =同5% ■上乗せ措置(高水準型) =同10% ※18年度末まで	無	14年:・上乗せ措置を16年度末まで延長。 【縮減】増加割合5%以下に適用→5%超に適用 15年:・総額型の控除限度額30%の時限措置は廃止 ・控除限度額について当期法人税額の25%で恒久化、 ・特別試験研究費税額控除制度 (オーブンイ/ベーション型)について総額型とは 別枠で、当期の法人税額の5%まで控除可能となった 【縮減】繰越税額控除限度超過額に係る税額控除制度 廃止(改正前の繰越期間は1年) 16年:・上乗せ措置(高水準型)延長 ※18年度末まで ・試験研究費の適用範囲をIoTにも拡大 ・総額型に投資増加インセンティブを組み込み ・特別試験研究費の要件緩和 【縮減】増加型は廃止	14年縮減 15年確改 ・縮改 ・縮改 ・縮減

出典:経済産業省「平成29年度税制改正に関する経済産業省要望」等より作成

# 3. 納税事務簡素化および申告電子化への対応

電子申告については、2017年3月に総務省、同6月に財務省がそれぞれ公表した「行政手続コスト削減のための基本計画」において、電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人税・消費税ならびに法人住民税・法人事業税の申告について、「電子申告の利用率100%」を目標が掲げられ、またその実施時期については「平成29年度に検討を開始し、早期に結論を得る」とされております。

現在も、国税・地方税ともに申告電子化は進んでいるものの、総じてまた申告システム自体の操作性に不便な点が散在しており、また地方税については、自治体毎に納付手続が必要であることや電子納付未対応の自治体が多いこともあり、さらなる利便性向上が望まれます。

企業の事務負担軽減のため、これらの改善について以下の通り要望いたします。

## 【要望項目】

## ①申告電子化の徹底やフォーマットの統一

申告事務効率化のため、申告電子化の徹底、電子申告システムの入力操作等改善、地方税申告におけるフォーマットの統一や自治体ごとの税率の一覧性向上等について、推進いただくよう要望。

## ②地方税納付事務の簡素化

地方税の納付は自治体毎に行うため、全国規模で事業を展開している企業にとって事務負担が大きい。企業の納税事務負担の軽減と自治体の徴税事務効率 化を同時に実現できることからも、本店所在地への一括納付を認める等、納付事 務の簡素化を要望。

# 平成 30 年度税制改正要望項目一覧

# ■わが国を支える製造業の未来投資および成長戦略に資する税制措置

- 1. 設備投資促進に繋がる諸税制の整備
- 2. 研究開発促進税制(R&D税制)の本則化ならびに拡充
- 3. 納税事務簡素化および申告電子化への対応

# ■企業のグローバル事業環境の変化に対応する税制措置(BEPS 対応・二重課税排除等)

- 4. 繰越欠損金の繰越控除期間の延長、使用制限の撤廃
- 5. 国際関連税制の見直し
  - (1)外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)の適用判定基準の引下げ (16%未満)
  - (2)外国税額控除制度の改善
  - (3)二国間租税条約の新規締結・改定の推進
  - (4)移転価格税制の見直し
- 6. 受取配当金の益金不算入制度の改善

# ■事業環境整備のための税制措置

- 7. 地方税体系の見直し
- 8. 消費税仕入税額控除制度「95%ルール」の復活
- 9. 消費税申告納付期限の延長措置導入
- 10. 企業組織再編税制の整備
- 11. 連結納税制度の改善
- 12. 減価償却制度の見直し
- 13. 地球温暖化対策税の見直し
- 14. 会計基準変更への対応
- 15. 企業の実質的な税負担軽減を伴う法人実効税率の引き下げ
- 16. 企業年金積立金に対する特別法人税の撤廃
- 17. 印紙税の廃止
- 18. その他の法人税制の見直し
  - (1) 役員賞与に係る「利益連動給与」「事前確定届出給与」の損金算入要件の緩和
  - (2) 電話加入権の損金算入
  - (3) 一般寄附金の損金算入限度額の拡大
  - (4) 貸倒引当金制度の復活

# ■わが国を支える製造業の未来投資および成長戦略に資する税制措置

# 1. 設備投資促進に繋がる諸税制の整備

わが国電機産業において、重電分野では、再生可能エネルギー拡大とスマートグリッドなど 地域・需給システム全体での最適エネルギー管理ビジネスの拡大の他、新たな取り組みとして、 高度セキュリティー構築、AI、IoT、革新的な省エネ技術を活用した新たな分野での電機業界 自体の事業、スマートマニュファクチャリングに代表されるものづくりの革新ならびに、それ を活用した新たな製品・サービスの創出・提供に鋭意取り組んでおります。

また、家電分野では、材料・部品レベルでの改善の積み重ね、キーテクノロジーの技術革新による省エネ・蓄エネ・安全性能や基本機能の更なる向上、エコをキーワードとしたリサイクル技術開発と環境配慮設計による環境にやさしい製品群の創出、家庭・ビルなどにおけるエネルギー利用の最適化と消費者の利便性を実現するスマート家電としての市場拡大に取り組むなど、さらなる経済発展への貢献に向けて一層の努力を継続しております。

これらのイノベーションの加速や労働生産性、省エネ化等の向上に不可欠な設備投資促進の施策として、またわが国企業の国際競争力強化や景気回復にも繋がる有効な施策として、以下のとおり諸税制の見直し等整備を要望いたします。

## 【要望項目】

- (1) 償却資産に係る固定資産税の見直し
  - ①償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は諸外国には無い稀な課税制度であり、また他の投資優遇税制等を活用した場合でも、本制度による課税で投資優遇効果が減殺されてしまうこともあり、本制度がわが国企業の国際競争力の低下や、装置産業の国外流出を引き起こす要因のひとつになっています。国際的イコールフッティングを確保することで、企業の国際競争力向上、国内への投資促進による景気浮揚、国内の雇用増の実現等の効果が期待されますので、償却資産に係る固定資産税の廃止を要望いたします。

## ②償却資産税における償却計算を法人税と同一化

平成 19 年度税制改正において法人税法における償却計算方法が改正されましたが、 それに伴って償却資産税における償却計算方法の改正が行われなかったため、企業 は二重管理を強いられています。申告実務の軽減を図るため、平成 19 年度税制改正 で行われた償却計算方法に償却資産税の計算方法を合わせていただくよう要望いた します。

### ③土地・家屋に対する固定資産税の見直しならびに負担水準の軽減

土地・家屋に対する固定資産税については商工業用地への過重な負担がなされておます。その負担を軽減し国内産業に活力を与えるためにも、評価方法の見直しならびに負担水準の軽減を要望いたします。

(2)中小企業経営強化税制等の中小企業対象の減税措置を参考に、対象企業を大企業に拡大する等、類似した法人税減税措置の創設。また、償却資産に係る固定資産税についても廃止ができない場合は、前記同様の償却資産課税減税措置を創設。

# (3)平成 29 年度末で期限切れとなる「環境関連投資促進税制」の適用期限延長ならびに改組 (燃料電池等にも拡充)

## 【現行制度概要】

新エネルギー利用設備等について取得価額の30%特別償却又は7%税額控除(中小企業者等のみ)のいずれかを選択できる制度

(平成28年4月1日から平成30年3月31日まで)

#### ※ 対象設備

太陽光発電設備、風力発電設備、中小水力発電設備,地熱発電設備、コンバインドサイクル発電ガスタービン、電気自動車等(風力発電設備、太陽光発電設備への即時 償却適用は終了済)

# 2. 研究開発促進税制(R&D税制)の本則化ならびに拡充

平成 29 年 6 月 9 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2017~人材への投資を通じた生産性向上~」においては、Society5.0 の実現に向けた研究開発投資の促進などにより、2025 年までに官民合わせた研究開発投資を対GDP比4%以上とすることを目標として掲げており、研究開発投資促進が極めて重要な国家戦略として位置づけられております。

企業の研究開発投資は、将来の収益実現のため長期的視野に立ち、絶えず行われており、 我々電機業界としても、研究開発投資こそ製造業の生命線であると考え、絶えず投資を継続 しております。

近年、諸外国において研究開発促進税制拡充が活発化する中、わが国の研究開発促進税制 (R&D税制)についても本則化・拡充を行えば、将来にわたって企業が安定的・継続的に 研究開発投資を行える国内立地環境がさらに整備され、技術立国としてのわが国の国際的 競争力維持にも繋がる等、わが国経済に好循環をもたらすと考えられます。

平成29年度税制改正では、本税制に係る試験研究費の範囲について「新サービス」の開発に係る費用にも拡げ、また特別試験研究費についても費用の適用範囲を拡げる等、制度の充実を図っていただいておりますが、一層の経済活性化のためにも、本制度の本則化・拡充が必要であります。

本制度の本則化やさらなる拡充の他、現状の税額控除制度では赤字決算の場合には本制度を利用できず、また総額型の税額控除限度額の繰越制度廃止により本制度の活用メリットを十分に享受できない場合があることも含め、以下の通り要望いたします。

- ① 研究開発促進税制の本則化
- ② 総額型の税額控除限度額の拡充(法人税額の25%→30%)
- ③ 特別試験研究費の適用要件自体ならびに書類提出手続き等の簡素化 (会計士・税理士等による特別試験研究費の額の監査及び確認に係る要件緩和など)
- ④ 総額型の税額控除限度超過額の繰越制度の復活

# 3. 納税事務簡素化および申告電子化への対応

電子申告については、2017年3月に総務省、同6月に財務省がそれぞれ公表した「行政手続コスト削減のための基本計画」において、電子申告の義務化が実現されることを前提として、大法人の法人税・消費税ならびに法人住民税・法人事業税の申告について、「電子申告の利用率100%」を目標が掲げられ、またその実施時期については「平成29年度に検討を開始し、早期に結論を得る」とされております。

現在も、国税・地方税ともに申告電子化は進んでいるものの、総じてまた申告システム自体の操作性に不便な点が散在しており、また地方税については、自治体毎に納付手続が必要であることや電子納付未対応の自治体が多いこともあり、さらなる利便性向上が望まれます。 企業の事務負担軽減のため、これらの改善について以下の通り要望いたします。

## ①申告電子化の徹底やフォーマットの統一

申告事務効率化のため、申告電子化の徹底、電子申告システムの入力操作等改善、 地方税申告におけるフォーマットの統一や自治体ごとの税率の一覧性向上等について、 推進いただくよう要望いたします。

# ②地方税納付事務の簡素化

地方税の納付は自治体毎に行うため、全国規模で事業を展開している企業にとって 大きな事務負担となっています。企業の納税事務負担の軽減と自治体の徴税事務効率化 を同時に実現できることからも、本店所在地への一括納付を認める等、納付事務の 簡素化を要望いたします。

# ■企業のグローバル事業環境の変化に対応する税制措置(BEPS 対応・二重課税排除等)

# 4. 繰越欠損金の繰越控除期間の延長、使用制限の撤廃

繰越欠損金を保有しているにもかかわらず、繰越欠損金の使用制限や期限切れが生じると、 通算では利益が出ていない苦境にある企業が課税されることになります。事業の継続性に 配慮し、課税の公平性を確保するために、また企業の生産設備投資が増大し研究開発の 長期化も進む中、投資回収の予見可能性を高め、長期的視野での投資拡大を後押しするため にも、依然として諸外国に比べ不利な扱いとなっている以下の制度の見直しを要望いたし ます。

#### ①繰越控除期間の延長

欠損金の繰越控除期間の扱いについて、米国並みの20年に延長することを要望いたします。また、期間延長に際しては、帳簿の保存期間等について企業実務の簡便化に配慮いただくよう要望いたします。

## 【諸外国の欠損金繰越控除期間】

英国・仏・独・豪・香港・シンガポール ⇒ 無期限

米国 ⇒ 20 年 台湾・韓国 ⇒ 10 年

日本⇒ (平成29年度末まで)9年、(平成30年度以降)10年

## ②使用制限の撤廃

現在、使用制限については 29 年度は55%、30 年度は50%となっておりますが、 使用制限により繰越欠損金を保有しているにもかかわらず課税所得が発生すること、ま た事務負担増大も引き起こすことから、この制限はぜひとも取り止めるよう要望を いたします。

## ③繰戻還付の復活と繰戻期間の延長

繰戻還付については、課税の公平性の観点から、全ての企業を対象にした本来の税制の 取り扱いに戻し、また繰戻期間について米国は2年であり、国際的イコール フッティングの観点から繰戻期間の延長を要望いたします。

# 5. 国際関連税制の見直し

## (1) 外国子会社合算税制(タックスヘイブン対策税制)の適用判定基準の引下げ(16%未満)

平成 27 年度税制改正にて、外国子会社合算税制 (タックスへイブン対策税制) のトリガー税率を「20%未満」に、また 29 年度改正においては、BEPS プロジェクトの議論を踏まえ、トリガー税率制度を廃止し、ペーパーカンパニー等の扱いの切り分けや経済実質基準等による適用判定の導入等、制度が抜本改正されたところであります。

しかしながら、外国関係会社租税負担割合の基準については事務負担軽減のため20%未満として設定してあるものの、わが国企業が多く進出しているシンガポールでは17%、2020年に引き下げが予定されている英国では18%など、昨今の各国の税率を考慮すると、必ずしも事務負担が軽減されるとも言えないことから、基準のさらなる引下げ(16%未満)を要望いたします。

なお、本制度の見直しにあたっては、わが国企業の国際競争力の維持を図りつつ、 企業の事務負担軽減のため簡素な制度とするよう要望いたします。

#### (2) 外国税額控除制度の改善

控除対象外国税額があるにもかかわらず、所得の減少や現地の課税とのタイムラグの ために税額控除を受ける事ができないケースが発生しています。本制度の目的である国際的 二重課税の解消をより確実にするため、また国際的な税負担のイコールフッティングを図る ためにも、以下の項目について制度の見直しを要望いたします。

なお本制度の見直しに当たっては、国税だけでなく地方税においても同様の見直しがなされるように要望いたします。

- ①控除限度超過額及び控除限度余裕額の繰越期間の延長(3年 → 10年)
- ②控除限度超過額の損金算入制度の創設
  - ・控除限度超過となった外国法人税は繰越か損金算入の選択を認める
  - ・控除不能が確定した繰越外国法人税の損金算入を認める
- ③損金算入を選択した場合の控除余裕額の切捨て措置の廃止
- ④控除限度額計算に用いる法人税額は、試験研究費等の税額控除前の法人税額とすること

## (3) 二国間租税条約の新規締結・改定の推進

今後投資交流の活発化が見込まれる国々との条約締結・改正交渉の推進については、ロイヤリティ支払いに関する源泉税の相互撤廃などを盛り込んだ日米租税条約をモデルとする一方、利子の源泉地国免税を進める等、一層の見直しを図ることを要望いたします。

特に親子間に係る源泉税の免税化は、「外国子会社配当益金不算入制度」の目的である 日本への資金還流と再投資の促進を図ることができ、わが国企業の競争力強化に寄与する ことが期待されます。条約締結・改正交渉にあたっては、多くの日系企業が進出している 中国を最優先とすることを要望いたします。

また、経済のグローバル化の進展により、企業が国際的二重課税に直面するケースが増加 しております。移転価格税制に基づく相互協議や仲裁制度の実現等による国際的二重課税の 回避のために、二国間租税条約の新規締結を加速し租税条約ネットワークの整備拡充を 図っていただくよう要望いたします。

さらに上記の他、インドおよびパキスタンとの租税条約において国際的にも例外的な条項である「技術上の役務」を使用料の適用範囲から削除することも要望いたします。

## (4) 移転価格税制の見直し

移転価格問題における企業と税務当局の見解の相違を未然に防ぎ、また国際的二重課税の リスク軽減により、企業の海外活動を側面から支援することで、わが国の企業の国際競争力 強化に繋げるために、本税制について以下の項目の見直しを要望いたします。

- ①事前確認制度(APA) および相互協議の一層の迅速化、効率化
- ②「国外関連者」基準の見直し(出資比率50%以上⇒50%超)
- ③相互協議およびAPAの決着に伴う過年度修正について、 地方税も含め、協議決着の日の属する事業年度において 一括調整が図れる仕組みの創設
- ④相手国政府との事前合意を移転価格課税の成立要件とすること
- ⑤事務運営指針における価格調整金と寄附金との区分の明確化
- ⑥無形資産取引定義の明確化

## 6. 受取配当金の益金不算入制度の改善

国内受取配当金に関しては、平成 27 年度税制改正により株式等保有割合 100%未満~ 1/3 超においては 100%、 1/3 以下~ 5% 超においては 50%、 5%以下は 20%が 益金不算入となっており、益金算入部分については課税済みの利益に再度課税される二重課税の状態となっております。本来、受取配当金の益金不算入制度は二重課税を排除する ための制度であり、持分割合に関係なく全額を益金不算入とするよう、制度の見直しを要望いたします。

また、益金不算入額の計算においては、関連法人株式等の保有区分にのみ規定されている 負債利子控除について、他の保有区分の規定と同一とするため撤廃する他、95%が 益金不算入とされている外国子会社からの配当について、国内投資の促進のため全額を 益金不算入とされる措置を要望いたします。

# ■事業環境整備のための税制措置

# 7. 地方税体系の見直し

## ①地方税への連結納税制度の導入

連結納税制度を地方税に導入することにより、企業の納税事務の簡素化及び国税と地方税の整合性確保を実現できますので、制度導入を推進いただくよう要望いたします。

## ②事業税外形標準課税の課税拡大には反対

平成27年度税制改正に引き続き平成28年度税制改正において法人実効税率の引き下げに関連した措置として実施された本税の見直し(付加価値割・資本割部分の拡大)により、雇用の維持・創出への悪影響や、欠損法人への課税強化による経済への悪影響も懸念されていることから、雇用や企業活動に十分配慮したうえ、さらなる課税拡大とならないよう要望いたします。

## ③事業税等の損金不算入には反対

事業税等の地方税を損金不算入とすることについては、各税目の性格や事業者への 影響を考慮し実施しないよう要望いたします。

## ④事業所税の廃止・見直し

事業所税の従業者割については事業税付加価値割と同様の給与課税であり雇用促進と 逆行する他、資産割についても固定資産税等との二重課税となっているため、地方税 体系の整理統合・簡素化の流れの中で廃止を検討いただくよう要望いたします。なお、 廃止できない場合でも、免税点判定における「みなし共同事業」要件基準の見直しは 早急に実施いただくよう要望いたします。

## ⑤地方独自課税への対応(法定外税の新設導入時の手続きの法制化等)

地方分権の推進により、地方独自課税の新設が想定されます。公平・公正な課税を実現するためにも、地方独自課税について公の場で検討する体制の整備が必要です。新設にあたっての納税者の事前意見聴取の義務化、総務大臣の同意に際しての判断基準・内容の公表を法制化していただくよう要望いたします。

# 8. 消費税仕入税額控除制度「95%ルール」の復活

平成24年度税制改正にて撤廃された消費税仕入税額控除制度における、いわゆる「95%ルール」について、企業の膨大な事務コストの削減の他、当局側の税務調査コスト並びに企業の税務調査対応コストの削減等の観点から、課税売上高が5億円を超える事業者についても「95%ルール」の復活をいただくよう要望いたします。

# 9. 消費税申告納付期限の延長措置導入

法人税の申告納付期限延長をした場合、先に申告納付した消費税額と法人税申告書作成時 点の消費税額との間で差異が生じるケースがあり、その場合には消費税の修正申告が発生し、 事務処理が煩雑となります。

その点を改善するため、消費税申告納付期限についても、法人税や地方税の申告納付期限 と同様、延長措置を導入いただくよう要望いたします。

# 10. 企業組織再編税制の整備

柔軟な企業再編による企業の競争力強化に寄与するため、以下の項目につき制度の見直しを図られるよう要望いたします。

### ①LLC税制の創設

日本版LLP (Limited Liability Partnership) 制度創設に引き続き、複数の企業が共同し、リスクの高い新規事業に進出できる手段として、米国で導入されている事業形態、LLC (Limited Liability Company) と同種のパススルー課税制度の創設を要望いたします。

## ②株主における譲渡損益の繰り延べ措置の創設

特例法等による認定等、一定の条件を満たす自社株対価 TOB について、株主における 譲渡損益の繰り延べ措置を講じるよう要望いたします。

## ③適格組織再編に係わる要件の明確化

事業継続、従業員引継、継続支配、株式継続保有の各要件の「見込み」概念が曖昧であるため、要件を明確化するよう要望いたします。

# ④時価算定方法の明確化

「税制非適格再編」における「時価評価」には曖昧な点があるため、明確化して いただくよう要望いたします。

## ⑤会社分割時の承継資産に関する固定資産税の取り扱い

「固定資産税」の負担は1月1日現在の所有者に納税義務が生じますが、期中売却等の場合は譲受法人がその後の期間に対応する固定資産税相当額を負担しています。 会社分割時の未経過固定資産税についても、分割法人と分割承継法人との間で合理的に負担することを認めていただけるよう、運用の見直しを要望いたします。

## ⑥先行設立した受皿会社に対する共同吸収分割の適格要件緩和

認可事業の場合、受け皿会社を先行設立し許認可を取得させた後に当該会社に共同吸収分割を行う必要があり、この場合規模要件及び事業関連性要件を満たせず非適格再編となる事例が多くなっております。認可事業でなければ本来は共同新設分割を実施し適格再編となるべきものであり、適格要件の緩和を要望いたします。

#### ⑦繰越欠損金の引継ぎ制限の短縮(5年→3年)

繰越欠損金の引継ぎ制限を受ける特定資本関係期間については、現行5年から3年程度 に短縮いただくよう要望いたします。

#### ⑧従業員の引継要件の緩和

再編時の柔軟な構造改革実施のために、従業員の80%以上の継続雇用要件の緩和を 要望いたします。

### ⑨適格組織再編時の登録免許税の取り扱い

組織再編等による資産の移転について、不動産取得税の扱いに準じて軽減・免除する等 の措置を講じていただくよう、要望いたします。

# 11. 連結納税制度の改善

連結納税制度について、以下の項目につき制度の改善を図られるよう要望いたします。

## ①連結対象会社の拡充

連結対象会社について、現在は完全子会社しか認められておりませんが、持株比率が80%以上の会社についても連結対象会社とすることを任意選択できるよう要望いたします。

## ②連結納税制度における中間申告納付期限の延長

連結納税制度における確定申告では、企業の事務負担を考慮して2ヶ月の申告期限 延長が行われています。中間申告においても、確定申告と同様に申告期限を1ヶ月 以上延長していただくよう要望いたします。

# 12. 減価償却制度の見直し

減価償却制度について、以下の項目につき制度の見直しを図られるよう要望いたします。

## ①建物附属設備及び構築物以外の資産への定額法強制適用拡大には反対

平成 28 年度税制改正において、新規取得をする建物附属設備及び構築物については 定率法を廃止し定額法とすることとなりましたが、本来、定率法と定額法の選択に ついては資産の使用実態に即して各企業で任意に選択すべきであり、建物附属設備及び 構築物以外の資産への定額法強制適用拡大については反対いたします。

# ②少額減価償却資産の損金算入限度額の引き上げ

経済実態ならびに事務処理簡素化の観点から、また少額設備の更新需要を喚起することで投資の拡大効果が期待されることから、少額減価償却資産の損金算入限度額を現行の10万円未満から、30万円未満に引き上げていただくよう要望いたします。また、ソフトウェアについては損金算入限度額100万円未満に引き上げていただくよう要望いたします。

## ③減価償却資産区分の簡素化・明確化

平成 20 年度の税制改正で機械装置の耐用年数区分の簡素化・明確化が図られましたが、機械装置以外の有形減価償却資産(建物等)に係る耐用年数の区分についても同様の見直しを行い、企業の管理コストの軽減と適切な運用の推進のためにも簡素化・明確化を図っていただくよう要望いたします。

また、機械装置において、耐用年数表の細目に記載されていない設備(「事業用燃料電池発電装置」等)には、その他のものとして長い耐用年数が適用されるものがあるため、見直しを図り明確化していただくよう要望いたします。

# 13. 地球温暖化対策税の見直し

平成 24 年 10 月より導入された「地球温暖化対策税」については、東日本大震災以前に 導入が決定し、その後のエネルギー対策の議論も反映されないまま導入され、その後、 度重なる税率の引き上げも実施されております。

本税制導入後、火力発電増加に伴う電力料金値上げ等により、わが国企業の国内立地環境の悪化や国際競争力低下が懸念されている状況を鑑み、本制度については、廃止を含めた見直しをいただくよう要望いたします。

また、見直しがなされない場合でも、本税制の使途について、本来の使用目的である 省エネ・再生可能エネルギー対策以外への使用については反対いたします。

# 14. 会計基準変更への対応

わが国の会計基準の当面の方針は、連単分離により単体について日本基準を堅持すること とされておりますが、日本基準においても国際会計基準の影響を受けることが想定され、 会計基準と法人税法の乖離は拡大することが予想されます。

減価償却費については、既に建物付属設備と構築物において法人税法上、定額法のみと され会計上認められる基準との乖離が発生しており、損金経理要件の意義がなくなると 考えられます(下記①)。

一方、既存の会計基準として認められている経理処理については、会計と税務の平仄を 合わすため、以下の税制上の措置を講じていただきますよう要望いたします(下記②~④)。

- ① 減価償却費に係る損金経理要件の廃止
- ② 試験研究費の発生時の損金算入
- ③ 減損損失の損金算入
- ④ 資産除去債務計上に伴う減価償却費の損金算入

# 15. 企業の実質的な税負担軽減を伴う法人実効税率の引き下げ

平成 27 年度税制改正に引き続き平成 28 年度税制改正においても、法人実効税率の引き下げが実施されましたが、同時に実施された外形標準課税の拡大により、企業の税負担軽減としての効果が十分に発揮できていない状況にあります。

国際的イコールフッティングの実現によるわが国企業の国際競争力強化のためにも、アジア諸国並の20%台前半までの水準を目標に、引き続き引き下げを実施いただくとともに、引き下げにあたっては、効果を減殺しないためにも企業の実質的な税負担軽減を伴うよう要望いたします。

# 16. 企業年金積立金に対する特別法人税の撤廃

少子高齢化が進展し年金受給者が増大する中、企業年金基金の運用利率は再び低迷しており、この状況で積立残高に対する課税を行うと、更なる年金財政の悪化を招く恐れがあります。また特別法人税は、近年加入者が拡大している企業ならびに個人の確定拠出年金についても課税対象としており、課税を実施した場合、企業・個人ともに年金資産の実質的な減少を招く懸念があります。

企業年金資産の健全性を維持し、従業員及び年金受給者の企業年金に対する信頼感を 高めるためにも、企業年金積立金に対する特別法人税(平成 32 年 3 月末まで停止中、税率 は 1.173%)については、拠出・運用時は非課税、給付時課税の原則に沿って完全撤廃して いただくよう要望いたします。

# 17. 印紙税の廃止

印紙税は作成文書に担税力を求める文書課税と位置付けられますが、ペーパーレス化の 進んだ今日、文書にのみ課税することは課税の公平性等の観点から不合理であり、廃止して いただくよう要望いたします。

# 18. その他の法人税制の見直し

## (1)役員賞与に係る「利益連動給与」「事前確定届出給与」の損金算入要件の緩和

平成 28 年度および 29 年度税制改正において、本制度は改善はされているものの、まだ制度導入を見送る企業が多いのが現状です。さらに企業が制度を有効活用できるよう、引き続き損金算入の要件を緩和していただくよう要望いたします。

#### (2)電話加入権の損金算入

税法上、固定電話の電話加入権(施設設置負担金)は非減価償却資産とされています。 電話加入権(施設設置負担金)そのものの価値が薄れ、その廃止が検討されている現状に おいて、税務上で損金算入を認めていただけるよう要望いたします。

## (3)一般寄附金の損金算入限度額の拡大

平成 23 年度税制改正において、特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入限度額が拡充される一方、一般寄附金については損金算入限度額が縮減されましたが、企業の幅広い地域社会への貢献活動を促進するためにも、一般寄附金についても拡充を要望いたします。

## (4)貸倒引当金制度の復活

平成24年度税制改正において、貸倒引当金制度の適用法人を銀行、保険会社や中小法人等に限定されましたが、貸倒れのリスクはすべての法人に共通して存在するものであるため、課税の公平性の観点からも、貸倒引当金制度については、すべての法人に対して適用いただくよう要望いたします。

以上